

【諮問事項】**環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）****1 基本的な考え方**

現行の規定を基本としつつ、一部の地域において対策強化が必要な粉じんや、近年の大気環境調査において比較的高濃度で推移する地域が見られる有害大気汚染物質（ベンゼン等3物質）について、飛散防止や排出抑制等に関する規定を盛り込むことなどにより、引き続き公害の未然防止を図り、地域の環境保全に資する。

（1）対象工場

現行の協定締結工場（令和元年10月9日現在、52社60工場）とする。

（2）締結期間

周辺地域の大气環境及び水環境等の状況は、以前と比べ大きく改善し、安定した状況が続いていることを踏まえ、締結期間を従前の5年間から10年間に改め、令和2年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、中間年度である令和6年度に取組状況や環境の状況を検証し、締結期間内での改定の必要性について検討する。

2 改定内容**（1）大気汚染の防止****ア 窒素酸化物対策の排出基準見直し 【第2条関係】**

平成26年6月の電気事業法改正により、「卸供給事業者」等の区分が廃止され、発電事業を行う者は「発電事業者」に一元化されたことを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、発電事業者が発電事業の用に供するガス機関の排出基準について、より厳しい基準とする。（別表4関係の見直し）

イ 粉じん対策の強化 【第5条関係】

周辺地域の降下ばいじん量は、近年おおむね横ばいとなっているが、依然として苦情が寄せられているなどの理由から、対策強化を求める地元市の要望がある。

そこで、周辺地域への粉じんの飛散影響があると考えられる一定規模以上の粉じん発生施設を設置している工場を対象に、粉じん対策の充実のほか、県、市及び工場による対策効果の確認に関する規定を盛り込む。

ウ 有害大気汚染物質対策の見直し 【第7条、10条関係】

大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、アクリロニトリル及び1,2-ジクロロエタンについては、近年の周辺地域の大气環境調査において比較的高濃度で推移しており、環境基準若しくは指針値を超過し、又はそのおそれがある。

そこで、当該物質を一定規模以上取り扱う工場が、その排出削減対策に努めるとともに、工場敷地内等で大気環境濃度を測定する規定を盛り込む。

なお、現行協定で排出量低減対策の対象となっているトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、継続的に環境基準を大きく下回っていることから対象外とし、改定後は、大気汚染防止法に基づき指定物質抑制基準への適合状況を確認する。

エ ダイオキシン類対策の条項削除 【第 8 条関係】

平成 12 年 1 月のダイオキシン類対策特別措置法の施行後、周辺地域の大气環境濃度は大きく低減し、近年は環境基準の 10 分の 1 程度以下で推移していることを踏まえ、当該条項は削除することとし、引き続き同法に基づく規制及び指導を徹底する。

オ 浮遊粒子状物質対策の条文見直し 【第 1 条、3 条、9 条関係】

近年、周辺地域の大气環境濃度は、継続的に環境基準を達成していることを踏まえ、その原因物質である硫黄酸化物、ばいじん及び揮発性有機化合物の対策について、条文の見直しを行う。

(2) 水質汚濁の防止等

ア 温排水等対策の見直し 【第 14 条関係】

排水水の温度及び色による被害防止の保全対象としている「周辺水産動植物」を見直し、生態系保全の観点から「周辺水域の動植物」に拡大し、その保全を図るとともに、設備や運転管理の改善等による温排水の適正管理に関する規定を盛り込む。

イ 生活排水対策の条文見直し 【第 15 条関係】

生活排水処理施設である浄化槽は、かつて規模の増加に伴い浄化処理性能が向上する傾向が見られたことから、昭和 49 年の協定締結以降、整理統合による規模の大きな浄化槽への転換を進めるための条文を設けてきたが、近年は、小型の浄化槽であっても高い処理性能を有する実態を踏まえ、条文の見直しを行う。

(3) 地質汚染の防止

地質汚染防止に係る条文見直し 【第 19 条関係】

各工場が場内で実施する毎年 1 回の土壌調査（定点調査）に代えて、有害物質の漏洩及び汚染土壌除去等の状況並びに土壌汚染状況調査の結果等を記録・保存する条文に改めることにより、一定規模以上の土地の形質変更時に行う土壌調査の結果と合わせて、場内全体の汚染状況の把握に資する。